

# 1 『安全』

指標：津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積(約15万ha(H14) 約12.9万ha(H16) 約10万ha(H19))  
 指標：地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消【約13,000ha(H14) 約11,700ha(H16) 約10,000ha(H19)】

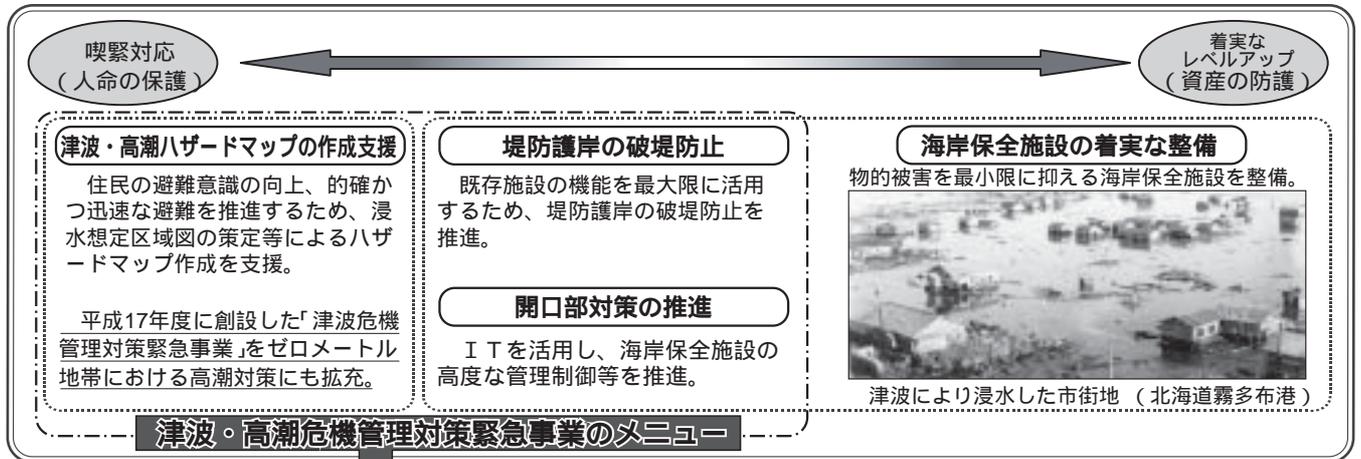
事業費約375億円(対前年度比1.01)、国費約217億円(対前年度比1.00)

## 地震防災対策推進地域等における津波・高潮重点対策

### 1) 津波・高潮に対する人命優先防護の危機管理対策

津波及び高潮発生時における壊滅的人的被害の発生を防ぐため、津波危険地域及びゼロメートル地帯において、水門の自動化・遠隔操作化、堤防護岸の破堤防止、ハザードマップの作成支援などハード・ソフトの取組を、地方の裁量を活かしつつ一体的に推進する「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を創設する。

### ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策のイメージ

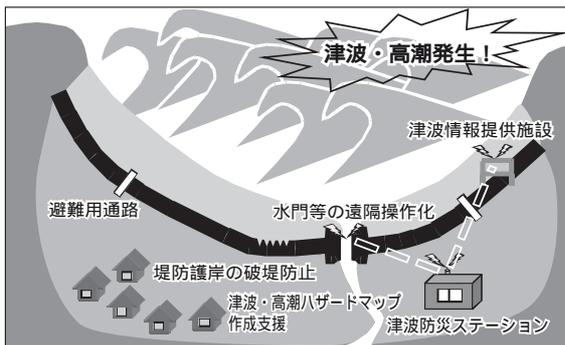


### 新規制度 津波・高潮危機管理対策緊急事業

三大湾(東京湾、伊勢湾、大阪湾)のゼロメートル地帯等においては、一旦大規模な浸水被害が生じると壊滅的な被害に結びつくことから、津波及び高潮発生時における人命の優先的な防護の推進を目的として、従来の津波危機管理対策緊急事業をゼロメートル地帯における高潮対策にも拡充する。

#### 事業メニュー

- 水門の自動化・遠隔操作化等
- 津波防災ステーションの整備
- 堤防護岸の破堤防止
- 津波・高潮ハザードマップ作成支援
- 津波情報提供施設の設置
- 避難対策としての管理用通路の整備
- 避難用通路の設置



### 津波ハザードマップ(徳島県由岐町)



### 新規制度のポイント

1. 事業メニューの 、 、 について、ゼロメートル地帯における高潮対策も対象とする。
2. 地方財政法第10条の2の国庫負担金に位置付ける(予算の重点配分が可能となる)。
3. 事業メニュー 以外について、一般公共事業債の対象とする。

## 2) 地震防災対策推進地域等における津波対策

平成17年3月、中央防災会議において、東南海・南海地震及び東海地震の地震防災戦略が決定されるなど、東南海・南海地震等に伴う津波災害の発生が危惧される中、地震防災対策推進地域等の津波被害リスクのある地域における安全確保が重要な課題となっている。このため、当該地域沿岸域等における津波対策を推進し、壊滅的人的・物的被害の発生を防止する。

### 津波防波堤の整備

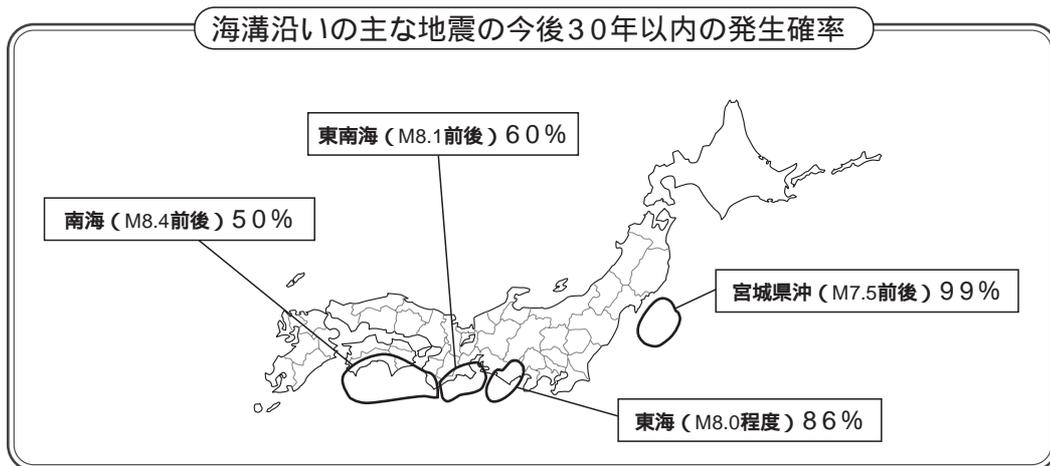


須崎港海岸（高知県）

### 耐震補強（液状化対策）



津松阪港海岸（三重県）



### 新規着工 <sup>むや</sup> 撫養港海岸(徳島県鳴門市) 直轄海岸保全施設整備事業



既存堤防の液状化対策等を実施することにより、東南海・南海地震の発生による既存堤防の沈下、倒壊を防ぐとともに、その後に来襲する地震津波による甚大な被害の発生を防止する。

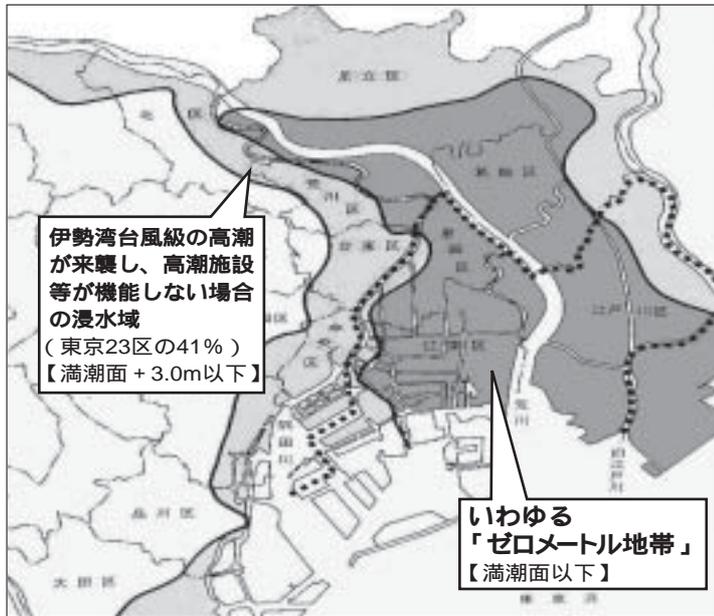
事業概要	総事業費	約135億円
	事業期間	H18～H27
	整備施設	堤防（改良）
	防護人口	約12,600人
	防護面積	330ha

### 3) ゼロメートル地帯等における高潮対策

平成17年8月末の米国ハリケーンカトリーナ災害の教訓等を踏まえ、三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）のゼロメートル地帯をはじめとする多くの人命や財産が集積する臨海部人口集積地等の海岸において、機能低下が顕著な海岸保全施設の大規模な改修や耐震強化等を図る。

また、平成16年台風16号等により甚大な浸水被害が発生した海岸において、再度災害防止を促進する観点から、特に緊急に背後地を防護する必要性の高い海岸について、「災害対策重点海岸」に位置づけ、概ね5年間程度の予算の重点配分を行う。

#### 東京港海岸背後のゼロメートル地帯



#### 3大都市圏(東京、大阪、愛知)における海岸保全施設の耐震性能

<input type="checkbox"/> 耐震性あり	<input checked="" type="checkbox"/> 調査を要する	<input type="checkbox"/> 耐震化が必要
32.9%	30.9%	36.3%
1 対象 = 該当市区町村の海岸保全施設（新設予定含む）延長 2 合計は四捨五入の関係で100%となっていない		

#### 建設後40年以上経過した海岸保全施設が多い3大都市圏

整備年	3大都市圏(東京、大阪、愛知)の港湾海岸保全施設延長	
	延長	割合
1960年以前	165km	50%
1961年～1965年	38km	12%
1966年～1975年	49km	15%
1976年～1985年	32km	10%
1986年～現在	33km	10%
不明	10km	3%
合計	327km	100%

#### 「災害対策重点海岸」指定基準（案）

- i) 既往最高潮位及び既往の設計波高を越える潮位・波浪が発生した地区において、浸水面積が5ha以上かつ浸水戸数（床上・床下）が100戸以上であるもの。
- ii) 地元関係者と調整の上、概ね5カ年程度で事業の完了が可能であること。

### 4) 菜生海岸災害を踏まえた緊急高波対策

平成16年台風23号の高波により、菜生海岸（高知県）がこれまで経験のない形態で被災したことを受け、同様の危険性を有する海岸において、緊急的に海岸保全施設の強化・補修を図る。

#### 菜生海岸災害を教訓とした緊急対策

- ・計画波高を超える観測史上最大の高波により、海岸堤防が約30mにわたって倒壊・流出。
- ・家屋13棟が倒壊し、3名が死亡、4名が負傷。

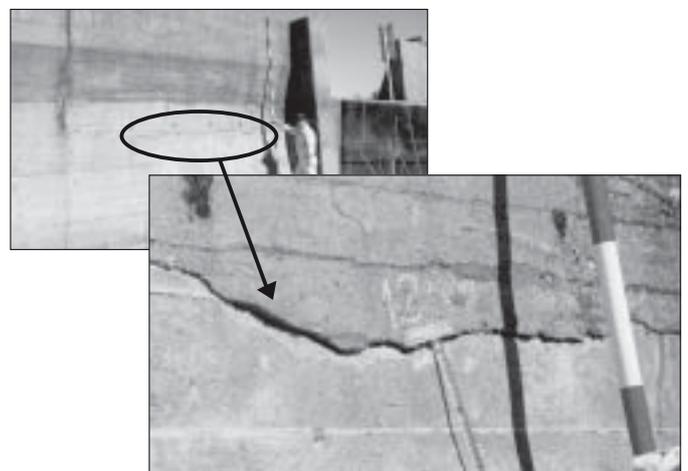
これまでの海岸災害では経験のない形態での被災



菜生災害を教訓として壊滅的被害を防止するため全国緊急点検の実施

菜生海岸災害と同様な危険を有する施設の強化・補修  
堤防倒壊の場合、背後の民家等に対して人的被害を含む甚大な被害が生じる危険が高く、緊急の対応を要する地区における施設の強化・補修を概ね5年間で重点実施

#### 緊急強化・補修を要する海岸堤防

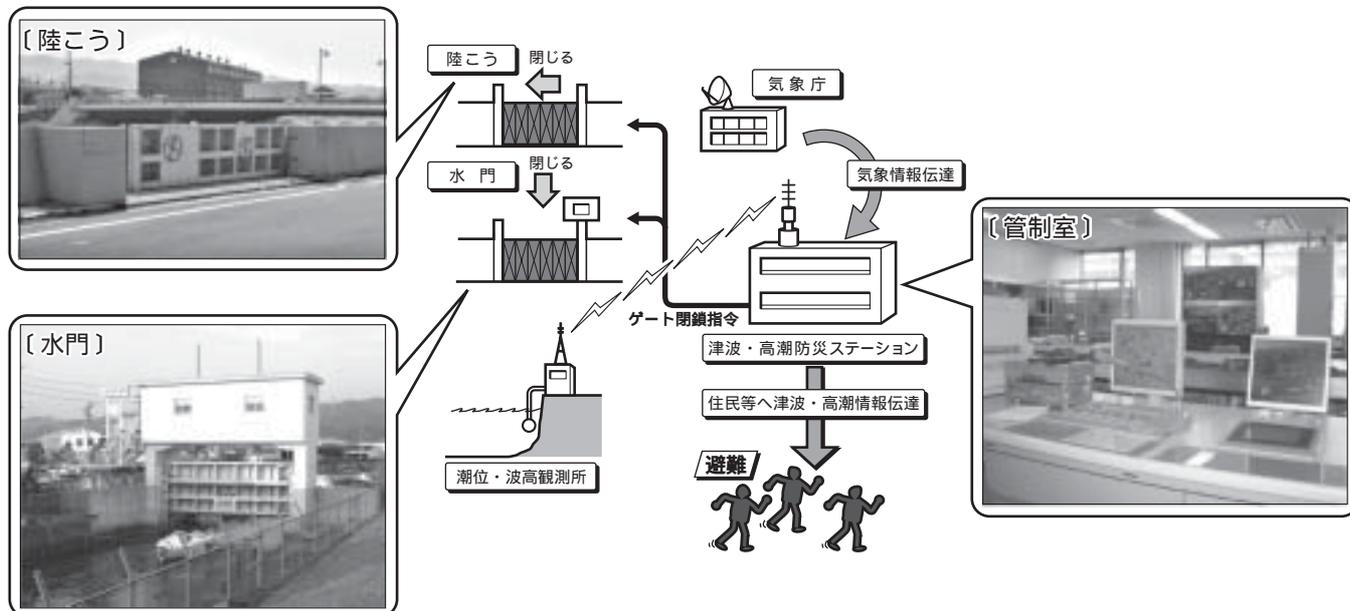


高知港海岸（高知県）

## 津波・高潮防災ステーションによる海岸防災機能の高度化

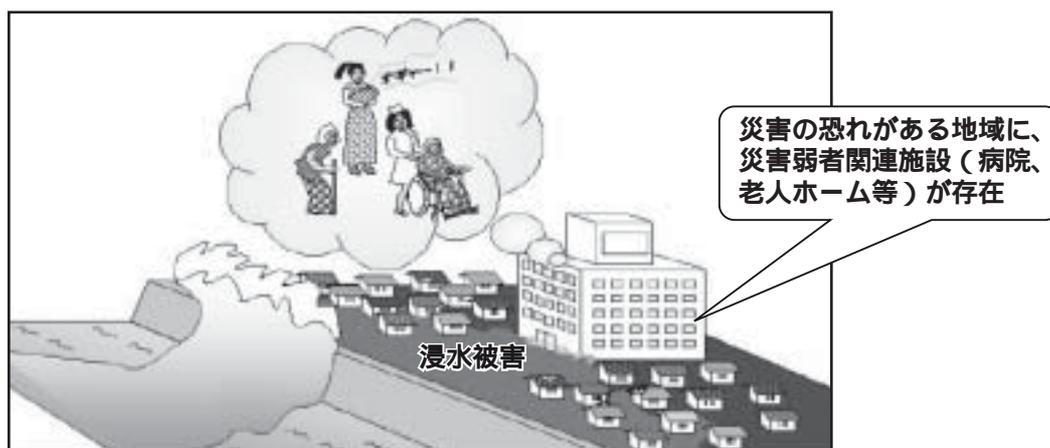
津波・高潮発生時における情報収集機能、情報伝達機能及び水門・陸こう等閉鎖の遠隔操作機能を備えた津波・高潮防災ステーションの整備を推進する。

### 津波・高潮防災ステーションによる海岸防災機能の高度化のイメージ



## 災害弱者対策の推進

我が国の沿岸地域は、津波・高潮等の海岸災害に対し脆弱な特性を有している一方で、その良好な自然環境等から子供、高齢者、障害者等の災害弱者が利用する施設が数多く存在している。このため、津波・高潮等の海岸災害から災害弱者を防護するとともに、安全かつ安心な生活基盤を確保する。



### 災害弱者対策の内容

- ・災害弱者が容易に利用できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化
- ・安全情報伝達施設の整備
- ・避難用通路を兼用した管理用通路の整備